

令和 2 年度 P E T ボトル再商品化業務実施に当たっての  
重要事項

令和元年度「フレーク製造完了証明量」に基づく再商品化委託費用の収受への変更等に伴い再生処理事業者において発生した不適合な対応等を振り返り、皆様からのご要望を勘案し、令和 2 年度再商品化業務実施にあたって再度徹底していただく内容及び重要な変更点をご説明いたします。

## 1、令和元年度 再商品化業務管理に関する振り返り

## (1) 報告業務

## ①新規報告と不適合内容・原因

ア、新規報告：実績総括報告、フレーク製造完了証明

イ、不適合内容：フレーク製造完了証明の捺印漏れ 1 件、提出漏れ 1 件、提出遅延 2 件

<原因>

- ・捺印・提出漏れ→チェック体制課題
- ・提出遅延→他の書類（受領書、引渡伝票等）遅れ発生。全ての書類が揃った後に同送

## (2) 現地検査

## ①新規確認項目と不適合状況・内容

ア、新規確認項目：フレーク製造完了証明量の適合性確認

イ、不適合状況：不適合 5 事業所（令和元年 4 月～12 月 訪問数 35 事業所）

<内容>

- ・協会原料数・製品数計測不可
- ・月報と実在庫数（協会原料数・製品数）不一致
- ・月報と現場作成書類記載内容不一致
- ・協会原料在庫から投入までの管理不明確
- ・協会原料保管数量の虚偽報告

## ②スケジュールでの課題

- ・現地検査訪問時工場メンテナンスで稼働状況確認できず 1 事業所
- ・協会原料が無く、独自処理市町村や事業系原料での稼働で確認 1 事業所
- ・現地検査訪問予定日に他のスケジュールが入っていた 2 事業所

## 2、令和2年度変更内容

### (1) 令和2年度操業計画提出

#### ①理由

- ・現地検査時には協会原料の再生処理工程を確認(フレーク製造完了証明量管理確認のため)
- ・市町村立ち合いによるPETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質調査日程や事業所イベント等との重複を回避

#### ②記載内容

- ・協会分原料(協会外原料が有れば区別)の操業計画
- ・PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質調査日程  
(書類提出時点でわかる範囲、或いは予定を記載)
- ・事業所イベント(設備メンテナンス、事業所責任者不在、等)
- ・年間操業計画記載(下期再度案内予定:上期から計画変更がある事業者のみ下期に再提出)  
※書式は指定いたしません。自社で作成のカレンダー等で結構です。  
(様式例・記入例:資料17「各種様式(EXCELファイル)令和2年度 操業計画」)

### (2) 法令遵守に係る書類(半期報告)の削減

廃棄物管理に係る書類(書類番号2-18)のみ提出を求める。

従来提出を求めていた下記書類は提出不要とし現地検査時に実施状況を確認する。

- ・品質管理(2-19)
- ・敷地境界における騒音・振動の測定結果と規制基準(2-20)
- ・排水水質の測定結果と規制基準(2-21)
- ・安全衛生管理体制と安全衛生教育計画(2-22)

### (3) 令和2年度PETボトル再生処理ガイドライン改定

経緯は以下のとおり。

- ・令和元年7月「令和2年度PETボトル再生処理事業者登録説明会」にて概要説明及びアンケート実施
- ・令和元年12月「令和2年度上期PETボトル入札説明会」にて進捗説明実施
- ・令和2年4月1日発効

### (4) 現地検査時重点確認項目

大きな変更はありません。

- ① フレーク製造完了証明量の適合性確認
- ② 再生処理業務の適合性確認
- ③ 法令遵守状況確認
- ④ 安全操業状況確認

ただし、以下の2点にご留意をお願いします。

- ・法令遵守に係る書類の提出を削減し現地検査時に確認することとしたため、その書類の準備をお願いします。
- ・「PETボトル再生処理ガイドライン」が改定されたので、その内容の遵守をお願いします。

準備する資料及び当日の検査内容は次ページのとおりです。

現地検査時に準備する資料及び当日の検査内容は以下のとおり。  
(変更部分に下線を引いております。)

(1) 当日準備する資料

- ① 前日までの操業記録が入力された操業管理月報
- ② 月報入力的基础となる製造現場での各種記録（手書きの記録等）の前日分を含む直近3か月分
- ③ 廃棄物マニフェスト帳票 A～E票セットで 直近6か月分
- ④ フォークリフト検査記録
- ⑤ 消防設備点検記録
- ⑥ 直近の健康診断記録
- ⑦ 直近の作業環境騒音測定結果
- ⑧ リスクアセスメント実施一覧
- ⑨ 品質管理 (2-19)
- ⑩ 敷地境界における騒音・振動の測定結果と規制基準 (2-20)
- ⑪ 排水水質の測定結果と規制基準 (2-21)
- ⑫ 安全衛生管理体制と安全衛生教育計画 (2-22)
- ⑬ 登録申請書類一式（変更した書類含む）

\*詳細につきましては、現地検査の事前連絡時（原則2週間前まで）にお知らせします。

(2) 当日の検査内容

- ① 「フレーク製造完了証明量」の適合性確認
  - ・フレーク製造に関する各種計量数値の確認と照合
  - ・フレーク製造在庫の確認と照合
  - ・必要に応じてフレーク製造に関する販売伝票等の確認と照合
  - ・必要に応じて、原料ペール、ペレット在庫の確認と照合
- ② 再生処理業務の適合性の確認（登録書類との照合）
- ③ 提出の施設関係書類と現場工程の照合（施設関係書類の変更があった場合の確認）
- ④ 法令遵守状況等の確認（当日準備していただいた書類（上記（1）③～⑫の確認）
- ⑤ 安全衛生管理状況確認
- ⑥ 業務改善指示、指導票、前回確認票指摘事項等に対する対応状況
- ⑦ その他、適正な再商品化の実施のための確認が必要と認められる事項

当該再生処理事業者の役職員及び顧問以外の第三者の現地検査への立会いは認められません。また、現地検査の効果の確認のために事前連絡なしに再度現地検査を行う事があります。必要と判断された事業者・施設には複数回での訪問、不要と判断された事業者・施設の現地検査は未実施とすることがございます。

### 3. 安全操業の徹底

(1) 労働災害について

- ① 発生状況：発生状況等については、当日配布資料①（パワーポイント）参照。
- ② 報告：受託業務において、万一、事故や労働災害が発生してしまった場合の協会への報告については下記のとおり。（なお、受託業務以外の報告は不要です）

事故・労働災害における報告区分

：前置措置以降の対応は、措置規程上限基準に準ずる。

事故・労働災害の報告	労働基準監督署への報告書提出の要・不要		協会への報告	協会の措置対応*	
	報告対象	報告期日			
(事故報告) 労働安全衛生規則第96条	96条に示される事故が発生した場合、報告書を提出	遅滞なく	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行	
(労働者死傷病報告) 労働安全衛生規則第97条	労働災害により死傷し、又は休業した場合、報告書を提出	休業4日以上	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行	
		休業4日未満	①四半期ごと 1～3月、4～6月 7～9月、10～12月 ②期間最後の月の翌月末日まで	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行
		休業無し	不要 (療養の給付請求書) 医療機関を經由し労基へ提出	速やかな報告 及び 月次報告	内容に応じ対応

- ③ 再発防止：事故や災害の原因を解析し、2度と同じような災害を起こさないように十分な安全対策を講じること。

以上